

規約改正について

さいたま市立大宮小学校 P T A 会則

(4) PTA の規約

第 11 章として以下の規約を新設する。

第 11 章 細則

第 30 条 本会の運営に関して必要な細則につき、本会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て、制定改廃することができる。